

平成30年 2月 定例会（第331回） 03月02日—03号

第三百三十一回定例奈良県議会会議録 第三号

平成三十年三月二日（金曜日）午後一時開議

-----

○副議長（松尾勇臣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子です。日本共産党を代表して質問をいたします。

今議会は、吉野杉のバイオリンの音色で幕開けをいたしました。本日、私が着ている服も吉野の杉、ヒノキの繊維からつくられたものです。自然は人間が耳を傾ければ、大きな贈り物をしてくれます。

今、環境が大きく激変しています。日本中に満ちる山林、この素晴らしき杉檜なのに、なぜか使わず、山村寂れて空き家が増える、大自然の豊かな村に温暖化、強酸性雨で虫がいなくなり、小鳥激減、さよならも言わず、今年、各村々の鳶もいなくなった、また一步、寂しい村になりました、人類七十億人、栄えても、いつまで持つか、この地球。これは先日、赤旗日曜版に掲載された奈良県の吉野武文さんの詩です。天空の村、野迫川村で奈良県の森林情報提供者をされておりました。また、上流にダムがない東吉野村の清流でも、今まですんでいた魚がいなくなっていると警告をしたのは、元奈良県漁業組合長の故榎本実雄さんでした。

やまと青垣、自然と歴史豊かな奈良県と言われておりますが、深部に目をやるのが今求められています。虫や鳥がいなくなり、魚がいなくなり、子どもがいなくなって、奈良県の少子高齢化は待ったなしです。今年度予算は十五年ぶりに五千億円を超えました。国の観光戦略に沿った大型プロジェクトが目立ちます。外国人やインバウンド、高級志向に目を奪われ、採算の取れない事業に無駄な税金をつぎ込むのではなく、県民の暮らしにしっかり目を向けて、人々の暮らしが持続可能になるような県政の運営が必要です。その視点で、今回は七点にわたって質問いたします。明快なご答弁をお願いいたします。

奈良県の防災拠点施設について、知事に伺います。

奈良県は全国で唯一、陸上自衛隊の駐屯地がないとのことで、災害対策だけを理由に県は自衛隊の誘致を進めてきました。

今年度予算にも、陸上自衛隊の誘致として、関連道路調査費も含め二千万円が計上されています。安倍内閣のもとで、憲法第九条に自衛隊を明記するという憲法改正が議論され、軍事費が五兆円を超えました。問題は自衛隊を書くことではなく、自衛隊が何をするところなのか、これが重要です。安保法制によって、専守防衛と言っていた自衛隊がアメリカと一緒に武装して、南スーダンにまで送られ、宿営地のところまで弾が飛んできたとの報

告がされています。佐賀県では、自衛隊のヘリコプターが民家の上空に墜落する事故が発生しています。八尾空港でも自衛隊ヘリコプターのねじがどこかに落下して、不明になっております。駐屯地はいりません。

県は、五條市に陸上自衛隊駐屯地を誘致して、あわせて消防学校を含む防災拠点施設をつくる方向ですが、南海トラフの今後三十年以内の地震発生確率が従前の七〇%程度から七〇から八〇%と上がってきています。宇陀の消防学校では、あまりにも老朽化が進み、消防士や消防団の十分な訓練が保障されません。

そこで知事に伺います。陸上自衛隊駐屯地誘致の実現を待つのではなく、早急に消防学校の建てかえを含む防災拠点施設を整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、その見通しについてもお伺いします。

次に、国民健康保険の県単位化について質問します。

国民健康保険は憲法第二十五条に基づき、生存権を保障するためにつくられた制度で、奈良県では約二十万世帯、三五%が加入しています。しかし、国民健康保険料は高過ぎて、払いたくても払えないために滞納している世帯が約一割あります。また、病気のときに必要な医療が受けられずに手遅れになり、命を落とす事例も出ています。これでは国民皆保険とは言えません。

同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じを目標に、平成三十六年度制度完成に向け、平成三十年度から県単位化がスタートします。県民からすれば、自治体間の保険料の違いは問題ではなく、払いたくても払えない高過ぎる保険料が大きな問題で、各地の地方選挙では常にこのことが大きな争点や関心を呼んでいます。

国民健康保険は、所得二百万円以下の世帯が八割を占めているにもかかわらず、保険料は年収四百万円のサラリーマン世帯の場合で全国健康保険協会で二十万円から二十二万円に対し、国民健康保険は四十一万円、年収百八十万円、月給十五万円のバイト料で暮らす単身フリーターの場合で、全国健康保険協会なら八万円から十万円のところ、国民健康保険は十五万円と、その高さは際立っています。このような国民健康保険料の高騰を招いた大きな要因は、加入世帯の貧困化と国の予算削減に原因があります。

国民健康保険がスタートした一九六〇年代は、世帯主の四割が農林水産業、三割が自営業でした。それが今では、年金生活者など無職が四割、非正規雇用の労働者の被用者が四割、合わせて八割を占めています。国民健康保険加入者の平均所得は一九九〇年代前半の二百七十万円をピークに、百四十万円にまで落ち込んでいます。

社会保障制度審議会の一九六二年の勧告によれば、無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国民健康保険を、保険制度として維持していくには相当額の国庫負担が必要であると宣言をしておりました。

奈良県はこのたび、奈良県国民健康保険運営方針を策定しました。保険料の引き上げを抑えるための一般会計からの法定外繰り入れは解消していくと示しています。また、平成三十六年度、県内統一保険料を目指す上で、市町村基金を投入しての保険料上昇の緩和も

保険料率の引き上げを先送りすることで、単年度の上げ幅が過大にならない範囲でとどめるようにという見解です。

これまで、いくつかの市町村が独自財源を活用して実施してまいりました保険料上昇の抑制の措置をやめれば、当該市町村において急激な保険料の上昇になります。ますます払えない保険料となってしまいます。奈良県が今年一月実施した推計では、平成三十六年度までに一人当たりの平均保険料が、七年間の医療費の増に伴う上昇分も含め、上昇率一〇%を超える市町村が十九市町村になっています。これでは、国民健康保険被保険者の生活が立ち行かなくなるのは容易に想像できるのではないのでしょうか。一般会計からの法定外繰り入れや市町村基金の保険料上昇抑制のための活用は、県単位化後も引き続いて必要と考えますが、いかがでしょうか。

国民健康保険料水準の統一についてですが、愛知県国民健康保険運営協議会では平成十五年度市町村の一人当たり医療給付費は一・七倍の格差があり、保険料水準の統一を目指せば、医療費水準の低い市町村の保険料負担が大きく増加する問題点が生じます。地域の医療資源の配置が平準化されることが大事で、それにより医療給付費が平準化されていくべきで、保険料水準の統一が先にあるべきではないとの議論が行われています。

また、現時点で、統一保険料を目指す都道府県は、全国では福島県、滋賀県、大阪府、広島県、奈良県のわずか五府県だけです。

そこで知事に伺います。国民健康保険の県単位化に伴って、奈良県において、なぜ保険料水準の統一化を目指す必要があるのでしょうか。保険料の負担を軽減するには、これまで一部の市町村が独自財源を活用して実施してきた保険料軽減措置は、県単位化後も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、市町村が独自で実施している保険料の減免制度についても、引き続き市町村が独自で実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、働き方改革について質問します。

私はこの間、毎議会ごとに県庁の長時間残業問題を取り上げてきました。このままでは、過労死を生むことを警告してきましたが、残念ながら二〇一七年五月、三十五歳の職員が自死されました。悔やまれてなりません。

皆様のお手元に資料を配付させていただいております。これは、自死された職員の方の一月分のタイムカード、阪口議員の一般質問の配付資料で明らかになりましたものを分析いたしました。

一月の出勤日数は十九日ですが、二日間の休日の時も出ておりますので、二十一日出勤されております。残業を行いましたのは二十日です。しかし、一日は水曜日のため、ノー残業デーということで打刻がない、そういうようなことになっておりました。そして、県のほうでは残業があったと認めているのが九日間です。在庁時間は打刻時間で計算しますと、九十五時間三十分ですが、実際に手当てが出ていたのは四十二時間十五分。二〇一六

年四月から二〇一七年一月までの総残業時間数はわかりません。県のほうでは、三百七十二時間五十四分という、このような差が出ております。

これも、総労働時間で言いますと、年間の上限三百六十時間を超えております。労働時間の計算は、原則として一分単位で行わなければなりません。労働者に不利にならない端数処理として、一カ月の労働時間を通算して、その合計を端数処理することは認められておりますが、残業に対して日々、端数処理が行われている状況は労働基準法第三十七条に違反します。そこで知事に伺います。

タイムカードの打刻時間と実際に残業として認めた時間に差が生じる理由をお伺いします。職員の正当な労働時間を把握し、正しい手当を二年間さかのぼって支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、大和川流域総合治水対策について伺います。

昨年十月二十二日から二十三日未明にかけて、台風二十一号の北上に伴い、大和川流域では最大一時間降水量約二十ミリメートル、柏原上流域の平均累加雨量で約二百六十ミリメートルを記録し、王寺町藤井では計画高水位八・二九メートルを上回る計測上限十メートルを超える水位を記録しました。王寺水位観測所では、計画高水位七・四三メートルを上回る八・一四メートルの水位を記録。河合でも保田でも過去最高の水位を記録しました。各地の水位観測所では計画高水位を超え、王寺町、三郷町、河合町においては水があふれ出し、家屋や道路の浸水が発生しました。

日本共産党地方議員団は大変な事態と受け止め、一月十五日に大和川河川事務所に早急に遊水地計画を進めてほしいという申し入れに行ってきました。現在、大和川河川敷内に五カ所の遊水地計画が進んでおりますが、一つの遊水地の計画から着工完成に五年から七年がかかると言われ、雨が降るたびに心配がつきません。

また、藤井についても、あふれ出している事実があったことから、堤防のかさ上げ対策を要望してきました。それが功をなしたかは不明ですが、国の平成二十九年度補正予算に関する直轄事業の事業計画の中で、大和川においては藤井他地区で、河道掘削や築堤のほか、川西町保田地区の遊水地整備が予算化されております。

県では、大和川流域総合治水対策に位置づけた、ためる対策を進めるために、宅地開発に関しましては三千平方メートル以上の開発に対して、河川への流出増を抑制するために、防災調整池などの設置を指導しておりますが、私の地元では市街化調整区域でも特区の開発が進み、約四十カ所で宅地開発がされております。

先日、現地調査に行っていました。開発面積が三千平方メートルに満たないために、防災調整池などの設置を必要としない開発が隣り合う、抜け穴的な開発状況を確認しました。上流でのためる対策を真剣に進めなければ、下流で大雨のたびに浸水被害が拡大して、取り返しがつかないことになってしまいます。

県が施行する大和川流域における総合治水の推進に関する条例では、十月から一千平方メートル以上の宅地開発に対して、防災調整池などの設置を義務づけることになっており

ますが、これによって、大和川流域内での宅地開発などの開発行為に対して、どの程度、防災調整池などの設置を求めることができるのでしょうか。

一方、自治体を実施する、ためる対策の達成率には格差が見られます。広陵町では、田んぼに一時水をためる水田貯留が実施されています。水田の排水工の改良やあぜ道の補強により、実施可能な水田貯留は大和川流域のためる対策として、農家の協力を得て実施すれば、有効な流域対策の一つと考えます。農地の保全にも役立つのではないのでしょうか。

そこで知事にお伺いします。防災調整池などの設置を必要としない小規模開発が増加をしている中で、条例施行によって、大和川流域内での開発面積のうち、防災調整池の設置を義務づける開発面積はどの程度になるのでしょうか。また、水田貯留の現状と今後の見通しについてもあわせて伺います。

次に、奈良県の米づくりについて質問します。

国営第二十津川紀の川農業水利事業及び国営大和紀伊平野土地改良事業の完工式が十一月二十七日、大淀町で行われ、参加しました。改めて先人の方々の並々ならぬ努力で偉大な事業が行われたことを感じました。大和豊年米食わず。大和の天候が順調なら、ほかの地域は雨が多く不作になり、ほか豊年なら大和は干ばつに悩む。大和平野の農業用水の不足を表しております。

豊かな紀の川の水を山を越えて、大和平野に引き込むという吉野川分水計画は、江戸初期から提案されておりましたが、そのたびに紀伊平野の農民の反対がありました。水は三百年に及ぶ農民の悲願でした。この事業の完成で、今や六月一日になれば、大和平野の田んぼには水が引かれることが当たり前になっています。

その一方で、肝心の農業が衰退し、水田が激減しています。平成十七年から平成二十八年の十年間で、農地が一千九百ヘクタール、そのうち田んぼが一千六百ヘクタール失われています。奈良県の農業において、米は最も収穫量の多い作物で、平成二十八年は四万五千七百トン、全国シェアの〇・六%が生産されています。米は国民の主食であるばかりではなく、水源涵養、生物多様性、日本の文化や各地の祭りなど、私たちにかけがえのないものをもたらしてくれました。

収穫量の七割を占めるヒノヒカリはおいしさには定評があります。その一方で、米価の低迷で販売額が生産費を割り込む状況が生まれ、農家の方々はこれが最後の米づくりかと思いつつ、田植えをすると聞きました。また、先の台風では田んぼに流れ込んだ土砂の影響でコンバインが故障し、農家の生産意欲も減退していると聞いております。広大な田んぼを委託された数人の農家が受けているような地区もあり、これが続かなければ、耕作放棄地はどんどん広がり、奈良県から田んぼがなくなり、奈良の田園風景や美しい景観も減衰してしまいます。

県はこれまで、米価維持のための国の減反政策を受け入れ、全都道府県に割り当てられた数量目標を目指して米生産を行ってきており、独自の米政策は持たずにきました。消費者側は、奈良県のおいしいお米を食べたいというニーズがあり、生産者は販売先を求めて

いると聞いております。また、学校給食は県産米一〇〇%が利用されておりますが、もっと地元のお米を地元の学校で利用できる仕組みができれば、子どもたちが田植えを手伝うなど、生産者と学校の交流の機会も生まれ、農家の生産意欲の向上にもつながります。

そこで、知事に伺います。吉野川分水の第二期事業が完工した今こそ、改めて奈良県の米づくりを今後持続可能な形で進めるための対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、若者も高齢者も希望の持てる奈良県に、年金、自立支援、奨学金の問題で質問します。最初に、年金引き下げの中止の問題です。

奈良県の六十五歳以上の高齢者は四十万人、人口の三割を占め、そのうち約八割が年金を主たる収入として生活しています。

国は二〇一二年に二・五%もの年金削減を決め、二〇一五年までに実行しました。厚生労働省の市区町村別年金給付状況によりますと、お手元に資料が配付されております。奈良県では厚生年金保険の老齢給付について、二〇一二年三月末と二〇一七年三月末で比較をいたしますと、受給者数は三万三千人も増加しておりますが、年金総額が八十五億円減少しております。全国では十二万六千四百人ももの不服申し立てが行われました。国は全て却下し、現在四千五百人、奈良県で二十六人が年金裁判を闘っています。原告一人ひとりはずみずからの老後をみずからの手で支えようと、長年保険料を納めてきました。みずからの老後はみずからの力で守ろうとする思いが強くあります。それを国が一方的に年金制度を変えて、年金を削減することは許せません。

さらに物価が上がっても年金を引き下げる、マクロ経済スライドが始まり、今後三十年にわたって年金を引き下げ続ける計画です。一番被害をこうむるのは、減らされた年金を受け取る若い世代です。

団塊の世代が退職して、年金生活に入ってきています。こんなに少ないとは思わなかったと、多くの方が言われています。国はさらに支給開始年齢を七十歳に引き延ばす計画です。女性の年金はさらに低く、夫と二人で何とかやっているが、夫が亡くなったら年金が減らされて生活できないと、不安の声もよく聞きます。

憲法第二十五条の二項には、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと書いてあります。相次ぐ年金支給額の引き下げは憲法に違反します。裁判で国は、公的年金で健康で文化的な生活が送れなくても違法ではないと主張しています。公的年金は、老後の人間らしい生活を支えるものでなければなりません。

このような状況を理解の上、奈良県において、ぜひ機会を捉え、国に年金引き下げの中止を求めていただくように要望いたします。

次に、生活困窮者自立支援制度についてです。

アベノミクスのもとで格差と貧困が広がり、貧困ラインが主要七カ国だけで、日本だけが下がり続けています。生活が苦しいと答える世帯は全世帯の六割に上っています。働く人の賃金は上がらず、非正規労働者は四割、年収二百万円以下の低賃金で結婚もできない

若者がふえ、生涯未婚率は男性二三%、女性一四%で、さらにふえ続け、親ロスによる鬱病もふえています。ニートや引きこもりも深刻です。貧困は特別な事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護など、職を失えば、誰が貧困に陥ってもおかしくない状況におかれています。

憲法第二十五条の生存権の保障を目的とした生活保護の捕捉率は二割、生活保護基準以下の生活を余儀なくさせられて困っていても、SOSが出せない人がいます。背景には、生活保護を受けるのは恥だと思込まされている現実があります。頑張れば、みんな報われた時代が過去のものになり、先行きが見えない今、努力が足りないから稼げない、楽しみを求める人は贅沢、倒れた人は不摂生、ホームレスは怠けている。そのようなバッシングの土壤がなぜできてしまったのでしょうか。みんなが閉塞感や節約生活から解放されて、心豊かに生きていくにはどうしたらいいのでしょうか。

日本共産党の志位和夫委員長は、生活保護を使いやすくするために法律の名前を生活保障法に変えることを提案しました。国民の権利であることを明らかにして、制度の広報、周知を義務づけること、申請権を侵害してはならないこと、捕捉率を向上させることを提案しています。

先日、奈良県社会福祉総合センターに開設されている奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターを訪ねました。生活困窮者自立支援制度は、働きたくても働けない、住むところがない一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ほかの専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度です。平成二十七年から始まりましたが、制度が十分周知されておらず、県民にはほとんど知られていません。

そこで、健康福祉部長に伺います。生活困窮者自立支援制度は、制度の周知が十分でないと考えますが、今後どのように周知を図り、制度を実効あるものにしていくのか伺います。

次に、奨学金のことで質問します。

大学生の二人に一人が奨学金を借りています。しかし、非正規の仕事や正社員でも年収二百万円など、若者の雇用環境は厳しく、返したくても返せない若者が急増し、自己破産した件数は全国で一万件に上ります。さらに、身元保証人になった親にまで請求がいくため、親まで破産するケースも相次いでいます。

平成二十四年、独立行政法人日本学生支援機構の調査では、自宅から私立に通う場合、学費が三百七十万円、生活費は百七十四万円、合計五百四十四万円が必要とされております。今や奨学金なくては、日本の大学教育、高等教育は成り立たなくなっています。

ある老夫婦のもとに、二百六十五万円の一括返済を求める督促状が届きました。三十九歳の息子を八年前にがんで亡くし、八年間連絡がなかったので、なぜ今ごろ。連帯保証人である夫宛ての書類を見ると、息子は借りた百八十五万円のうち八十万円ほど返しており

ました。残金と利息の合計百二十三万円に加え、延滞金が百四十二万円、延滞金は死後の分まで含まれていました。これで若者が結婚して、子育てしようと思うでしょうか。

二月十二日、さざんかホールでスーパーサイエンス探求科学研究発表会が行われました。高校二年生が、奨学金のわなのテーマで発表を行っていました。奨学金の返済で自己破産が社会問題になっている今、計画的利用の借入金額を予測し、大学卒業後十年で完済するモデルプランは年収二百九十四万円のひとり暮らしの場合で、奨学金の貸与は月額四万円にしておくべきとの考察が示されました。

平成十六年の新卒大卒者の初任給の平均が月に二十万円。税金や保険料を除くと、手取り十六万円です。安倍内閣総理大臣は、生まれたところで学ぶことを諦めない奨学金制度を創設すると言っていました、全国で二万人しか対象になっていません。

そこで、地域振興部長に伺います。知事は昨年二月議会の宮本議員の代表質問に、将来的に奈良県で就労する、あるいは奈良県に居住し、県外に通勤する場合に、返済不要となる奨学金を検討するべきではないかとの質問に、地域に必要な人材を確保する観点で、施策の検討を進めたいと答弁しました。奈良県として、広く大学生を対象とした奨学金制度の創設を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、都市公園の問題について質問します。

王寺東公園は、王寺駅東側二百メートルに位置しております面積〇・一九ヘクタールの街区公園です。昭和五十七年に都市計画決定され、周辺の土地区画整理事業の施行に合わせ、住民が土地を提供し合って、地域住民の憩いの場として、昭和五十九年に整備されました。周りをマンションで囲まれる中で、春には桜を楽しみ、スイミング帰りの親子が公園で交流し、災害時には避難場所や防災施設と、地元にはなくてはならない貴重な都市空間であり、住民の共有財産です。

昨年、都市計画公園、王寺東公園の変更が住民に示されました。必要な区域を確保して、それ以外が駅周辺のまちづくりに寄与することを目的に、公園を減少させて、王寺東公園の面積を〇・一九ヘクタールから〇・〇九ヘクタールに変更することが示されました。さらにこれまで街区公園がなかった王寺一丁目に公園を新たに新設することが示されました。理由は、ホテルを誘致することが目的でした。

昨年八月に奈良県と王寺町のまちづくり包括協定が結ばれました。この協定に基づく検討で、駅周辺に新たな宿泊施設の誘致と滞在型観光を進めることを目指すことを掲げ、王寺町も都市計画マスタープランで王寺駅周辺地区を中心拠点として位置づけたような、都市空間機能の集積の中に宿泊を位置づけています。

王寺はJR関西線、近鉄田原本線、近鉄生駒線が合流し、奈良まで十五分、天王寺には十八分で出られる大変利便性のいい立地条件です。まちづくり包括協定や町のマスタープランは理解できますが、なぜ都市公園を半減させてまでつくるのかの疑問があります。

都市公園法第十六条は、公園管理者はみだりに都市公園の全部または一部について、都市公園を廃止してはならないとされています。廃止できる理由として、一、公益上特別の



必要がある場合。二、配置される都市公園にかわるべき都市公園が設置される場合、と書かれています。

国土交通省都市局公園緑地・景観課監修の都市公園法解説改訂版では、公益上特別の必要がある場合とは、少なくとも土地収用法第四条に規定する程度の特別の必要がなければならないと考えるべきであるとしています。土地収用法に書かれておりますのは道路、河川、学校や図書館など三十五項目にわたっておりますが、宿泊施設はありません。

国では、民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を促進するための官民連携型賑わい拠点創出事業が例示されておりますが、それでも面積要件は〇・二五ヘクタール以上の都市公園であり、〇・一九ヘクタールの王寺東公園は当てはまりません。

滞在型で観光客に来てもらうには、地元の人が誇れる町であってこそ、行きたくなる町だと思います。

そこで、まちづくり推進局長に伺います。王寺町へのホテル誘致は、県から王寺町に要請されたものなののでしょうか。また、ホテル誘致に伴い、都市公園の一部を廃止することは、都市公園法に規定する公益上特別の必要がある場合に該当しないと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（松尾勇臣） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問は、奈良県の防災拠点施設についてでございます。

今井議員は、陸上自衛隊駐屯地誘致の実現を待つのではなく、早急に消防学校の建てかえを含む防災拠点施設を整備すべきと考えるがどうかとおっしゃいました。賛成でございます。

これまで本県には災害対応の中心的役割を担うことができる広域防災拠点がありませんでした。災害に見舞われました各県の様子を見ていまして、広域防災拠点の整備はぜひとも必要と考えます。

特に、南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した場合、奈良県はもとより紀伊半島沿岸地域に甚大な被害をもたらすことが予想され、こうした被害に対して迅速に救援活動などが行える拠点が必要と考えます。半島中央部に位置する五條市において、広域防災拠点の整備を検討しているところでございます。

現在、検討しておりますこの広域防災拠点は、新消防学校を併設するとともに、緊急物資の備蓄、地域内外からの物資の集積・配送拠点、救援・復旧活動の中心となる自衛隊、警察、消防などの機関のベースキャンプ地などの機能を備え、特に救援活動を行う機関が活用できるヘリポートの設置も視野に入れております。東日本大震災の例を見ましても、大規模災害の時にはより大きい基地と機能が必要だと思われまます。

また、もしそこに自衛隊が駐屯していれば、発災時には速やかな救援活動につながるものと、期待をしております。

県では、これまでから自衛隊駐屯地の誘致活動を積極的に進めてきておりますが、他県の例からすると、誘致の実現には相当の時間を要するものと認識をしております。このため、まずは広域防災拠点の整備を進め、あわせて誘致活動にも取り組みながら、その実現を目指したいと考えております。

現在、県では広域防災拠点の具体的な整備内容について検討を続けております。また、候補地である五條市においても、地元や地権者との協議を重ねながら、用地の確保に向けた手続を鋭意進めているところでございます。

今後、用地の確保ができ次第、関係機関とも調整を行いながら、できるだけ早期に整備できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

国民健康保険の県単位化について、ご質問がございました。

まず、なぜ保険料水準の統一化を目指す必要があるのかというご質問でございます。現状では、市町村ごとに算定方式が異なることなどから、保険料水準は市町村ごとに異なっております。

しかしながら、保険給付が全国共通の制度であることを踏まえれば、国民健康保険の県単位化に当たっては保険料負担の不公平は解消すべきと考えられます。

一人当たり医療費に見られる地域差は病床数や医師数との関係性が高いと指摘されております。県が地域医療の提供体制整備の責任を有しながら、それらとの関係性が高い医療費の地域差を市町村ごとの保険料水準に連動させ、住んでいる市町村によって、保険料負担が異なることとするのは、被保険者にとって公平ではないと考えられます。

また、市町村で実施されている保健事業には格差がありますが、厚生労働省の資料によりますと、市町村の特定保健指導による本県の医療費適正化効果は約二億円程度と見込まれます。本県の国民医療費約四千六百億円に占める割合はわずかであることは、エビデンス上、明らかになっております。

さらに、小規模で財政基盤の脆弱な市町村が多い本県では、高額医療費の発生など多様なリスクを県全体で分散することが必要だと思っております。小さな市町村で高額医療が一つ発生すると、その町村の保険料がすぐに上がってしまうことがございます。市町村ごとの医療費水準と保険料負担のリンクを遮断する必要があると思っております。

このため、昨日の代表質問でも答弁いたしました。国民健康保険の県単位化により、県民負担の増加抑制を旨として、県民の受益であります地域医療の提供水準の均てん化を図りつつ、県民負担の公平化を図る観点から、同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでおられても、保険料水準が同じとなる県内保険料水準の統一を市町村とともに段階的に進め、平成三十六年度に完成させる方針でございます。

次に、一部の市町村が独自財源を活用して行う保険料の軽減措置についてのご質問がございました。

各市町村は、平成三十六年度の制度完成を目指し、段階的に保険料の改定を進めます。上がるところと下がるところがございます。県は、国からの財政支援拡充を効果的に活用して、制度改正及び法定外の一般会計繰り入れ等の解消に伴い、保険料負担が増加する市町村に対しまして激変緩和措置を講じます。大きな財源をつぎ込みます。

このことによりまして、一部の市町村が独自財源を活用して行っている保険料軽減措置の解消を図ることが可能になりますし、保険料水準の統一が実現されます。

また、保険料の減免措置についてのご質問がございました。

震災等の災害や病気、失業など特別な事情により、保険料の支払いが困難となった方を対象とする制度でございます。具体的な適用条件や減免の割合などは、各市町村が条例で定めることとなっており、市町村ごとに差があるのが現状でございます。

県といたしましては、平成三十六年度の県内保険料水準の統一を進めていく中で、どのような取り扱いをすべきか、その実態を踏まえながら、市町村とよく協議してまいりたいと考えているところでございます。

県職員の働き方改革についてのご質問がございました。

まず、タイムカードの打刻時間と実際に残業として認めた時間に差が生じている理由というご質問でございます。

時間外勤務は職員みずからの判断によるのではなく、所属長をはじめとする管理監督者が真に時間外勤務が必要な職員に対して、適切に命ずることが基本となっております。

具体的には、事前命令を行った上で、時間外勤務の翌日以降にその成果及び従事時間等の勤務内容について、管理監督者が職員に確認することによって、事後に時間外勤務の実施状況を一分単位で把握しておるところでございます。

一方、出退勤システムへの記録は、勤務が終了した時点で速やかに行うことをお願いしておりますが、依然として庁舎を出る直前に記録している職員が多い状況でございます。在庁時間と残業勤務時間との差が出る大きな理由となっております。

在庁時間におきましては、食事や休息などの時間のほか、プライベートな用事、また自己の都合で残ることも考えられ、在庁時間全てが時間外勤務とは断定できません。

このような乖離の実態について、今年度、知事部局の職員のうち約十分の一に当たりまず二百三十名程度を抽出し、平成二十八年度一年間の在庁時間と手当時間についてのサンプル調査を行った結果を昨年九月の総務警察委員会で報告させていただいたところでございます。

調査の結果を申し上げますと、職員一日一人当たりの平均の乖離時間は、四十四分でございます。その分布を見ますと、三十分未満の職員が四五%、一時間未満の職員が二四%となっており、約七割の職員が時間外勤務終了後、一時間以内に退庁しておりましたが、一時間を超えて在庁している職員も一定数いたことがわかりました。

八月以降は、超過勤務縮減対策プロジェクトの取り組みの一つとして、時間外勤務命令のない職員の退庁を徹底させておりますが、退庁時間と手当時間の差、つまり在庁時間と

時間外勤務時間との差、今平均で四十四分となりました内容について、平成二十九年度の状況を再度調査させているところでございます。

働き方改革の次のご質問は、職員の正当な労働時間を把握し、正しい手当を二年間、さかのぼって支給すべきと考えるがどうかというご質問がございました。

時間外勤務は、先ほど述べましたように、事前命令を行った上で、翌日以降にその成果及び従事時間等の勤務内容について、管理監督者が職員に確認をしております。その上で、確認できた時間外勤務に対する手当は全て支給している状況でございます。そういったことから、未払い手当はないものと考えております。

先ほど述べましたように、再度の調査を実施させますが、その際、時間外勤務終了後、在庁して何をしているかなど、在庁時間と手当時間になぜ差が生じたのか、その原因についても、確認をさせたいと考えております。

大和川流域総合治水対策についてのご質問がございました。

まず、防災調整池等の設置を必要としない小規模開発の増加に対するご質問でございます。

大和川流域におきましては、昭和五十七年の大水害を契機に、国、県、流域市町村が連携して、ながす対策とためる対策をあわせて実施する総合治水対策に取り組んでおります。その一環といたしまして、〇・三ヘクタール以上の開発行為につきましては、保水力の低下を防止するため、防災調整池等の設置を指導してまいりました。

議員ご指摘のように、近年では防災調整池等の設置を必要としない〇・三ヘクタール未満の小規模開発が増加し、防災調整池等の設置を求めることができる開発行為が、昭和六十年の大和川流域整備計画策定時の九割程度から、最近の十年間で六割程度に低下しているところでございます。

このたびの条例におきまして、防災調整池等の設置を〇・一ヘクタール以上の開発行為に義務づけさせていただいております。大和川流域内の開発面積の九割以上が防災調整池等の設置対象となることを見込んでおります。大和川流域整備計画策定時と同等の流出増の抑制が可能になるものと考えております。

その中で、水田貯留の現状と見通しについてのご質問もございました。

大和川流域総合治水対策におきましては、ためる対策として、県、流域市町村ごとに目標量を設定して取り組んでおりますが、ため池の治水利用につきましては、目標を達成した市町村がある一方、ほとんど実施されていない市町村もあるなど、その取り組みにばらつきがございます。

このような中、水田に降った雨を一時的に貯留し、水田からの排水を抑制する水田貯留の取り組みに着目し、平成二十九年二月の大和川流域総合治水対策協議会において、新たなためる対策のメニューとして承認され、このたびの条例にも位置づけているところでございます。

この水田貯留は、平成二十四年度に田原本町が県内で初めて試験的に実施されまして、その後、十一市町村にまで広がりを見せております。今年度末にはその実施面積が約六十一ヘクタールにも達する見込みでございます。

今後も、ためる対策が低迷している市町村に対して、ため池の治水利用とあわせて推進してもらえよう働きかけていきたいと思っております。

次のご質問は、奈良県の米づくりにつきましてでございます。

議員お述べのとおり、水田は生産の場だけでなく、景観形成や生物多様性に寄与するなど、多面的な機能を果たすと認識をしております。ただ、水田だけでは農家所得が極めて少なく、農業を維持できる実情にないのも事実でございます。このため、水田農業につきましては、意欲ある農家が将来にわたって農業に従事できるよう、二毛作の導入など高収益化を図る取り組みを支援し、農家所得の向上につながる対策を行うことが重要であると考えてまいりました。

県ではこれまで、高品質でおいしい米の安定生産による県産ヒノヒカリのブランド化や畜産農家の需要に応えた飼料用米の生産拡大などを推進してまいりました。

また、米生産の大半を小規模な兼業農家が担っている本県の実情から、本県の米の生産コストに占める機械代が全国でも六番目に高い割合となっております。このことが、経営の圧迫にもつながっていると考えております。

そこで、コスト低減化を図るため、集落営農による機械の共同化やリタイアする農家から農地を借りるなど、農地の利用集積を進めることが必要だと思っております。しかしながら奈良県では、農地への執着、私物意識が他県に比べて極めて強いと言われております。その結果、農地を集約化して、効率的な農業ができる団地化が進まない状況にあることも事実でございます。

今後は、これまでの取り組みを粘り強く継続、充実するとともに、作業の効率化を図るため、農地の団地化を進め、水田を大規模な区画にしたり、排水不良を改善して畑地化を行うことにより、米の裏作として、キャベツやタマネギなどの生産や、米にかわる、例えばイチゴなどの高収益作物を導入することで、経営基盤の強化を図る仕組みを推進していきたいと考えております。

また、兼業農家を含めて多様な担い手を確保するためには、地域で働く場が必要と考えております。とりわけ若い人に働く場が必要と考えております。いわゆる工業ゾーンなど、雇用の創出による農業兼業所得の確保を図ることも農村では大事なことだと考えております。

今後とも水田農業の振興の観点から、意欲ある農家の収益向上と省力化、コスト低減を図る取り組みを総合的、段階的に進めてまいりたいと思っております。

私に対する質問、答えは以上でございました。

○副議長（松尾勇臣） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多）（登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には、生活困窮者自立支援制度について、今後どのように周知を図り、制度を実効あるものとしていくのかとのお尋ねでございます。

まず、生活困窮者自立支援制度の周知についてでございますが、生活に困っている方に必要な情報や支援が届くようにすることが最も重要と認識をいたしております。このため、県民だよりやパンフレット等を活用した広報に加えまして、生活に困っている方が相談に来られる町村の生活保護窓口や社会福祉協議会の生活福祉資金窓口において、丁寧に制度のご案内、助言をいただくとともに、民生児童委員の皆様のご訪問による制度の周知など、関係機関との連携を強化して、さらなる周知に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県内の任意事業の実施が低調なことも、制度が十分に周知されていない要因の一つではないかと考えております。

そこで、来年度から新たに県内の十一の市と連携協定を締結し、広域就労準備支援事業を実施いたします。これは、地域資源を広域的に活用して、県と市が共同で支援プログラムの開発等を行い、段階的なスキルアップを図りながら、就労自立につながるよう支援を行うものでございます。

生活困窮の方に早期の相談から就労自立に向けた切れ目のない支援を行うことで、事業効果を高め、制度の周知にもつなげていきたいと考えております。

さらに、家計管理や生活、消費に関する課題を抱えている方も多いことから、来年度から新たに家計相談支援を実施いたします。これは、家計の収支管理が不十分なために、就労自立した後に再び生活困窮に陥ってしまうことを防ぐものでございます。

引き続き、こうした取り組みを進めまして、生活困窮者の自立支援の充実に努めてまいります。以上でございます。

○副議長（松尾勇臣） 村田地域振興部長。

◎地域振興部長（村田崇）（登壇）四十二番今井議員から私へは、県において広く大学生を対象とした返済不要となる奨学金制度を創設してはどうかと、こういうご質問だったかと存じます。

まず、本県につきまして検討するに当たり必要な国の動きからご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、大学生に対しての経済的な支援につきましては、これまで国が充実を図ってきております。授業料減免の拡大や、奨学金制度については有利子から無利子への流れを加速させるとともに、返還困難時における返還猶予制度の拡充というものも行われてきたところでございます。

また、今年度、非課税世帯におきまして、一定の学力、資質要件を満たす学生を対象としまして、給付型奨学金制度の創設や、卒業後の所得に応じた返還月額を設定できます所得連動返還型制度というものが導入されたほか、無利子奨学金につきましては、非課税世帯の学生に係る成績基準の実質的な撤廃などが行われたところでございます。

さらに、昨年十二月八日に閣議決定をされました新しい経済政策パッケージにおきましては、真に支援が必要な子どもたちに限りまして、大学など高等教育の無償化を実現することとしまして、このため二〇二〇年四月から、授業料減免の拡充とあわせまして、給付型奨学金の支給額を大幅にふやすということが盛り込まれるなど、経済的支援の拡充が進んでいるところでございます。

こういった国の動きを踏まえますと、昨年の二月議会で日本共産党の宮本議員の代表質問に対しまして、知事からご答弁申し上げましたところでございますけれども、各地方公共団体におきましては、ご家庭に対する経済的な支援のみに重点を置くのではなく、それぞれの地域の実情と地域に必要な人材の確保という観点から施策を検討する必要があるとの考え方でございます。

なお、本県におきましても現在、奈良県立大学における成績優秀な学生を対象とした給付型奨学金制度のほか、医師・看護師等や文化芸術分野の人材を確保するために、県内での就労等を条件に返還を免除いたします修学資金貸付金制度などを設けております。

また、来年度におきましては、本県における大学を含めた高等教育機関の振興方策を検討することといたしております。その中で産業界と連携を図りながら、どのような分野で、どのような支援を推進すれば、県に必要な人材が確保できるのか、検討を進めたいと考えております。以上でございます。

○副議長（松尾勇臣） 金剛まちづくり推進局長。

◎まちづくり推進局長（金剛一智） （登壇）四十二番今井議員から私へは、王寺駅周辺の都市公園についてのお尋ねでございます。

王寺町へのホテル誘致は、県から王寺町に要請されたものなのか、また、このホテル誘致に伴い、都市公園の一部を廃止することは、都市公園法に該当しないと考えるがどうか、というお尋ねでございます。お答えいたします。

まず王寺町では、水と緑と歴史文化が身近に感じられ、活力あふれる西和地域の拠点都市を理念に、王寺町都市計画マスタープランの策定を進められているところでございます。その中で、王寺駅周辺地区は医療・福祉・子育て、商業、宿泊、金融、行政中枢機能など、多様な高次都市機能の集積を行い、西和地域の拠点としての求心力を高めていく方針というふうに伺っております。

議員ご指摘の王寺東公園の一部を活用して、王寺町が施設を誘致されようとしているということにつきましては、県が要請したものではありません。今回の公園の都市計画に

つきましては、一の市町村を越えるような広域的なものではないため、王寺町が決定することになります。

また、現在利用されている公園の全部または一部を廃止できるのは、公益上の必要性がある場合、もしくはかわるべき公園を設置する場合などとされております。

昨日、王寺町都市計画審議会におきまして、公園管理者である王寺町が、かわるべき公園を新たに設置するという説明をされまして、計画の原案が承認に至ったというふうに伺っております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（松尾勇臣） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ご答弁ありがとうございます。

自衛隊の駐屯地と消防学校の件は、少し知事の回答にびっくりしたのですが、以前に関西広域連合のときにも少し意見が合ったときがあったのですが、時々そういうことがあると思って聞かせていただきました。

本当に今、消防学校が大変な状況になっておりまして、消防学校なのに、実際に火を使う消化訓練をしようと思えば、三重県や、大阪府の他府県の消防学校まで行かなければいけないという事態が起こっておりますので、早急にそれを実現していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、国民健康保険の県単位化の問題ですけれども、問題は高過ぎて払えない、だから、払える保険料にしてほしいというのが、私どもに寄せられている声です。保険料が払えなくて、今、窓口で相談に来たら保険証を渡しますという世帯が四千二百五十二世帯、それから、行方不明で保険証を渡せないというのが七百二十八世帯。四千九百八十世帯に保険証が渡っていないという状況です。世帯平均人数が一・六四ですから、八千七百七十人に保険証が届いておりません。滞納世帯が二万件、これで本当に国民皆保険とは言えない状況ではないかというふうに思っております。

平成二十七年の国民健康保険の年報を見ますと、奈良県で十九の黒字の自治体があります。それが、統一保険料になりますと、黒字でも十七の自治体が引き上げをしなくてはならないということになりまして、例えば、ある自治体では被保険者数が五千九十九人というふうにされておりますが、実際には四千五百人しかいなくて、そこで一億円の差が出るので、その分を町が負担しなくてはならないという、そんな問題なども聞いております。

私は、市町村の国民健康保険であれば、そうした調整は可能だと思います。今、本当に医療水準の問題でも、ドクターヘリなどもしていただいて、以前から比べたら随分前進はしていることはわかりますけれども、例えば南部のほうでは、自分の住んでいる場所で子どもを産むこともできない、死ぬこともできない、亡くなるというようなときにはどこか



に入院するか、施設や村外の家族のところに行かないと、死を迎えることができないという現実がある中で、保険料の統一だけをすることは本当にどうなのかと思うわけでございます。

そして、こういうような保険ですから、ぜひ、減免制度などは従来どおりにするべきだというふうに思います。検討と言われておりましたけれども、減免制度をする場合に、市町村からの繰り入れや、基金の活用は可能なかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、お米と治水対策の問題ですけれども、大和川の遊水地で一万立方メートルの水を受けられる計画になっているのですが、この間の水田の減少で、もう既にその一・九倍の水の保水力が奪われているという状況が起こっておりますので、新たな制度にかわりましたときには本当にきちんとしていただきたいとお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、二毛作の話が出ましたけれども、今、奈良県を景観とか彩りとかという事業をされておりますが、奈良の春といえば、春は菜の花とか、レンゲというイメージがありました。ほとんど見かけなくなりました。そういうような田んぼの活用などもぜひ検討して、進めていただきたいというふうに思っております。その点でご意見があったら、またお聞かせいただきたいとしたいと思います。

それから、年金は質問ではないのですが、奈良県で一年間にどれだけの年金額が入っているかという資料をそこに出したのですが、五千六百億円の年金が奈良県に入っております。県の今年度の一般会計予算が五千六百億円というふうなものですので、年金の額のほうが県の予算よりも大きいということになっております。これが下がるということは大変なことです。これについてはぜひ国に要望していただきたいというふうに思います。

それから、働き方のところで、残業時間というのは残業命令があった時間のことを言うのか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、王寺町の都市公園ですけれども、昨日の王寺町都市計画審議会の中に出た意見といたしまして、一つ紹介しておきます。これは子どもの意見です。絶対ホテルをつくらないでください。僕は友達とよく王寺東公園で遊んでいます。もしつくっても、ボールを当てちゃっても、僕はお金なんか払えません。土下座でもするから、僕は絶対反対です。絶対つくらないでくださいという切実な声がございまして、紹介しておきたいというふうに思います。

○副議長（松尾勇臣） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 自衛隊誘致について、今井議員と意見が一致したように思いましたけれども、またよく考えて、続けたいと思います。

保険でございますが、負担できない人は、保険でございますので、負担できる人に公平に負担してもらうというのが保険でございますので、それを、給付は負担できない人にもあるというのが保険制度の最大のメリットでございますので、負担できない人がいるというのは減免なり、保険料負担の考え、対象の話でございますが、その中で市町村国民健康保険と県営国民健康保険。保険は小さいほうがいいのか、もう少し広いほうがいいのか。保険制度としては大体総じて広いほうがいいわけでございます。その中で、負担については県内どこに住んでも、同じ所得、世帯構成であれば、同じ負担の額にしようというのがこの公正な保険制度の負担を達成する大きな目標でございます。その点については、ご理解をいただけるのではないかと思います。

その中で保険料の減免制度をどうするかというご質問なり、ご指摘がございました。

先ほどご答弁いただきましたように、市町村ごとにいろいろ事情に応じてされているように思いますので、市町村とよく協議してまいりたいと思いますが、県としては県営保険になる上では、扱いが公平になるように、この市町村と隣の市町村では減免制度の扱いが極めて違うということにならないように調整をする観点があるかと思っております。

景観につきまして、水田景観、景観作物を植えるということがありましたが、水田は水田のまま、また畑地のように、農業生産のために使っていただくための効率化を指向しております。耕作放棄地率が奈良県は大変多いわけでございますが、黙って農業をやめ、農地を放棄されるのはこれまで農地として維持するのにどれだけお金をつぎ込んだのかというふうに思い返しますと、本当に罪なことをされるなというふうに私は思います。その農地跡に景観作物を植える、公園にするなどは大きな方法だと思いますが、農地でなくす必要もございません。農地でありながら、景観作物を植えることも可能でございますが、農地でなくして、公園にする、あるいは防災拠点にするといったようなことも考えられるものでございます。

その中で、菜の花とかレンゲというのは、議員のイメージにふさわしいお花だと思います。可憐ということでございますが、それも大変有力な植栽の対象であろうかと思います。奈良県全体、植栽計画できれいにしようというふうにしております。森や畑、また道端をきれいにしようという景観、四季彩りの庭づくりというのを進めておりますが、水田の周辺、またため池の周辺も植栽できれいにしていきたいと思っております。

最後に、残業時間の考え方というのはあるかと思っております。先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、在庁時間と残業時間の乖離。先ほど四十四分、サンプルではあるということでしたが、それがどうしてそういうことが起こるのかということは、もう少し突き詰めないといけないと思っております。サンプルの時間の把握だけではなく、実態の把握にも努めていきたいと思っております。

再答弁は以上でございます。

○副議長（松尾勇臣） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ありがとうございます。

残業時間のことで、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインというものが出ております。その中で、自己申告した労働時間を超えて事業所内にいる時間について、その理由を労働者に報告させる場合には当該報告が適正に行われているかについて確認することということで、その際、休息や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため、労働時間ではないと報告されていても、実際には使用者の指示により、業務に従事しているなど、使用者の指揮命令下に置かれていたと認める時間については、労働時間として扱わなければならないと、こういうようなことがございますので、そうした問題についてはきちんと精査をしていただきたいというふうに思います。これで終わります。